

日事連発第292号  
平成25年3月6日

単 位 会 会 長 殿

社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
会 長 三 栖 邦 博

単位会会員事務所に対する建築士事務所の業務の  
適正な執行についての注意喚起の徹底等のお願い（依頼）

平素より本会の事業運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では建築士法の規定に基づき、中央建築審査会の同意を得て、一級建築士の懲戒処分を行い、この処分を踏まえ、都道府県知事は建築士事務所の開設者に対して事務所の閉鎖等の監督処分を行っています。二級建築士等に対する懲戒処分は都道府県知事が同様の処分を行っています。

構造計算書偽装事件に伴う関連法令の改正後は、一級建築士に対する懲戒処分の件数が急増していますが、特に平成23年度に30件、平成24年度(途中段階)は66件とさらに増加しています。処分事由も建築基準に適合しない違反設計だけでなく、工事監理不十分、建築士事務所の管理不適切（重要事項説明違反や書面交付違反、事務所の帳簿不作成、不保存、法定講習の未修了等）など多岐にわたっています。建築士の処分件数の増大は、建築士や建築士事務所に対する消費者の信頼を損ねるものであり、はなはだ遺憾な状況であります。

本会では、建築設計監理業の確立と適正化、消費者の保護を図るため、(仮称)建築士事務所法の制定を提案し、その中で自律的監督体制の確立を要望しています。このような状況の中で、これまでの建築士の処分事例を今一度確認し、不適正事案の再発防止と必要なコンプライアンスの徹底等に会をあげて取組む必要があると考え、処分事例等からみた建築士事務所として注意すべき事項と、単位会が取組むべき対応として

- ① 処分を受けた会員事務所に対する指導、処分等
- ② 文書、メール等による会員事務所への注意喚起の徹底
- ③ 事務所の開設者、属する建築士等への講習・研修の実施
- ④ 必要に応じ、会員事務所に対する実態調査と指導の実施

をまとめました。(詳細は別紙1及び2参照)

単位会におかれましては、これらの趣旨を十分踏まえ、会員事務所に対する注意喚起等必要な対応を早急に取り組み、もって会員事務所の業務の適正化の推進と消費者の信頼性確保にご尽力していただきたくお願い申し上げます。

なお、建築士定期講習の未受講者については、該当していると考えられる建築士事務所に対して、これまでも個別に国及び都道府県から強く注意喚起をしていると聞いていますが、本年度末の受講状況による該当者に対して懲戒処分が行われるものと考えられますので、会員事務所に対し、所属する建築士が処分の対象とならないよう注意喚起の徹底をお願いいたします。

## 別紙 1

### 一級建築士の処分事例等からみた、建築士事務所として注意すべき主な事項

\*平成 23 年度及び 24 年度に行われた一級建築士の処分事例を参考にとりまとめ

#### 1. 違反設計等

##### 1) 建築基準法の違反設計

基準法第 20 条の規定、特に四号特例案件における壁量不足や集団規定等に違反する例

構造図と構造計算書との不整合が見られる不適切な設計の例もある。

また、建築確認済や完了検査済のもの、また、確認済のもので工事途中に誤りに気がつき自発的に是正したものでも、違反設計として処分を受けた例もあるので、十分な注意が必要。

##### 2) 都市計画法違反設計（都市計画施設区域内無許可設計）

敷地が都市計画施設区域内にあるにも関わらず、許可を受けずに設計した例

##### 3) 長期優良住宅や適合証明に関する不適正業務

長期優良住宅の申請代理者として不適正な業務を行った例や住宅金融支援機構の適合証明業務の技術者として不適正な業務を実施した例

#### 2. 工事監理不適切

##### 1) 工事監理不十分、工事監理報告書の未提出

工事監理者として工事監理を十分行わず、設計図書のとおりにより工事が実施されなかった例や工事監理が終了したときに工事監理報告書を建築主に提出しなかった例

##### 2) 工事監理者としての無確認工事の容認

工事監理者として確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した例

#### 3. 事務所管理不適切

##### 1) 虚偽の確認通知書、検査済証の作成

虚偽の確認済証や検査済証を作成し、工事施工者や建築主等に渡した例

##### 2) 未登録業務（事務所登録更新し忘れ）

事務所の開設者として建築士事務所の更新の登録を受けずに報酬を得て設計業務を業として行った例

関連して、所在地の変更の届出をしない、又は設計等の業務報告書を提出しなかった例

##### 3) 重要事項説明、書面交付違反

事務所の開設者として建築士法第 24 条の 7 の重要事項説明や第 24 条の 8 の書面の交付を行わなかった例

##### 4) 事務所の帳簿等不作成、不保存、備え置き違反

事務所の開設者として帳簿等を作成せず、又は保存、備え置きをしなかった例

##### 5) 管理建築士の管理不履行（所属する技術者の虚偽の通知書等、書類の作成）

管理建築士として事務所の業務の技術的総括を怠って、所属する技術者が作成した虚偽の通知書等が作成された例

6) 他の建築士の名義の無断借用

無断で他の構造設計一級建築士の名義を借用し、構造設計図書の表紙に構造関係規定に適合することを確認するとの記載を行った例

7) 管理建築士講習の未修了

建築士法附則に定める猶予期限までに管理建築士講習を修了していない例

8) 建築士定期講習の未修了

建築士事務所に所属している建築士が修了を義務付けられている定期建築士講習を修了していない例 (今後想定される例)

4. その他不適切

1) 他の事務所の管理建築士への名義貸し

自己の建築士としての名義を、他の建築士事務所の管理建築士として使用することを許した例

(参考) 別添 一級建築士の懲戒処分について

(国土交通省記者発表資料 (H23年5月~H24年12月))

## 別紙2 会員等への注意喚起、指導等の対応

### 1. 処分を受けた会員事務所に対する指導、処分等

懲戒処分を受けた建築士が所属する建築士事務所あるいは都道府県知事から監督処分を受けた建築士事務所については、当該建築士事務所が単位会の会員であるかを確認し、会員である場合には、単位会で定められた懲戒規定等に基づいて、必要な調査を行い、改善すべき事項の指導や必要な懲戒等の処分を行う。

### 2. 文書、メール等による会員事務所への注意喚起の徹底

会員事務所に対し、類似事案の再発防止のための注意喚起とコンプライアンスの徹底を、文書やメールあるいは会報等で行う。

### 3. 事務所の開設者、属する建築士等への講習・研修の実施

「事務所の管理研修会」で必要な注意喚起を行う。なお、連合会では同研修会テキストに必要な事項をできるだけ早期に盛り込む（当面は追補版で検討）。

なお、単位会で独自で行う研修会等でも可能な限り注意喚起を行っていく。

### 4. 必要に応じ、会員事務所に対する実態調査と指導の実施

事案によっては、会員に対する実態調査が必要な場合が考えられるが、その場合には必要な調査を実施し、会員事務所が監督処分されないように指導を行う。